

真岡市省エネ家電購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭における電気料金の負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、予算の範囲内において真岡市省エネ家電購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「政令」という。）第18条第2号に定めるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。
- (2) 冷蔵庫 政令第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。
- (3) LED照明器具 政令第18条第3号に定める照明器具のうち、光源にLEDを使用するものをいう。
- (4) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の規定により算出される多段階評価点その他の事項に係る同告示に定める様式による表示をいう。
- (5) デコ活宣言 2050年カーボンニュートラル実現に向け、日常

生活で二酸化炭素を減らす省エネ家電の導入、脱炭素な移動、環境に配慮した製品の選択など「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を実践することの宣言（環境省が推進する「デコ活宣言」に登録）をいう。

（対象製品及び品目）

第3条 補助金の交付の対象となる家電製品（以下「補助対象製品」という。）は、エアコン、冷蔵庫及びLED照明器具のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する店舗又は事業所から購入した新品の製品であること。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁が提供する省エネ型製品情報サイトに掲載されていること。
- (3) 統一省エネラベル3つ星以上であること。
- (4) 令和8年4月1日以降に購入し、設置が完了したものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請日に市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅に補助対象製品を設置したこと。
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (4) デコ活宣言を行ったこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に係る費用（設置に係る工賃、配送に係る経費、既設の家電等の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の10分の3に相当する金額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、2万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、真岡市省エネ家電購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に係る領収書の写し
- (2) 補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し
- (3) 製造者が発行した補助対象製品の保証書の写し
- (4) 補助対象製品の設置に係る証明書（取付工事注文書、配送注文書等の写し）
- (5) LED照明器具にあっては、設置状況が分かる写真
- (6) 申請者がデコ活宣言を行った旨がわかる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定における申請は、家電の品目ごとに行うことができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、真岡市省エネ家電購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条に規定する交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助金受給者」という。）は、真岡市省エネ家電購入費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、市長は当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第10条 補助対象者は、第6条の規定による補助金の交付申請及び前条の規定による補助金の請求に係る事務手続（以下「事務手続」という。）を、対象機器を販売する者に委任状により代行させることができる。

2 前項の規定により事務手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じて得た補助対象者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って慎重に取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により事務手続を行ったときは、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助金受給者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した補助対象製品を補助金の交付の目的

に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助金受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 補助金受給者は、前項に規定する命令を受けたときは、定められた期限内に補助金を市長に返納しなければならない。

(協力依頼)

第13条 市長は、補助金受給者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について調査等の協力を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

年 月 日

真岡市省エネ家電購入費補助金交付申請書

真岡市長 様

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ⑧
電 話

真岡市省エネ家電購入費補助金について真岡市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。また、この補助金に係る審査のため、私及び世帯員全員の市税等納付状況について、真岡市が調査確認することに同意します。

対象製品 (該当する項目に印)	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> LED照明器具	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> LED照明器具	<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> LED照明器具
メーカー名			
型式名(型番)			
統一省エネラベルの 星の数(3つ以上)			
購入日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
設置日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
購入店舗(市内)			
購入額(税抜)	円	円	円
購入額合計(税抜)	円		
申請額 (購入費の30%以内 (上限各20,000円))	<p>購入額合計 × 30パーセント = 円</p> <p>※1,000円未満切り捨て</p> <p>➡ 申請額 円</p>		

※裏面にも記入欄があります

添付書類

- 補助対象製品の購入に係る領収書の写し
- 補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し
- 製造者が発行した補助対象製品の保証書の写し
- 補助対象製品の設置にかかる証明書（取付工事注文書・配送注文書等の写し）
- LED照明器具の申請の場合は設置状況が分かる写真
- デコ活宣言を行った旨がわかる書類
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※エアコン・冷蔵庫の買い換えの場合、以前使用していた製品の情報を下記に記入してください

対象機器	エアコン
購入年	年
冷房能力 （部屋の広さ） 該当する項目に印	<input type="checkbox"/> 2.2 Kw（6～9畳） <input type="checkbox"/> 2.5 Kw（7～10畳） <input type="checkbox"/> 2.8 Kw（8～12畳） <input type="checkbox"/> 3.2 Kw（9～13畳） <input type="checkbox"/> 3.6 Kw（10～15畳） <input type="checkbox"/> 4.0 Kw（11～17畳） <input type="checkbox"/> 4.5 Kw（12～19畳） <input type="checkbox"/> 5.0 Kw（14～21畳） <input type="checkbox"/> 5.6 Kw（15～23畳） <input type="checkbox"/> 6.3 Kw（17～26畳） <input type="checkbox"/> 7.1 Kw（20～30畳）

対象機器	冷蔵庫
購入年	年
容量 （定格内容積） 該当する項目に印	<input type="checkbox"/> 100リットル以下 <input type="checkbox"/> 101～150リットル <input type="checkbox"/> 151～200リットル <input type="checkbox"/> 201～250リットル <input type="checkbox"/> 251～300リットル <input type="checkbox"/> 301～350リットル <input type="checkbox"/> 351～400リットル <input type="checkbox"/> 401～450リットル <input type="checkbox"/> 451～500リットル <input type="checkbox"/> 501～550リットル <input type="checkbox"/> 551～600リットル <input type="checkbox"/> 601リットル以上

様式第2号(第7条関係)

真岡市指令 第 号
年 月 日

様

真岡市長

真岡市省エネ家電購入費補助金交付決定書

年 月 日付けで申請がありました、真岡市省エネ家電購入費補助金については、次のとおり決定しましたので、真岡市補助金等交付規則第5条の規定により通知します。

補助金決定額

円

様式第3号(第8条関係)

真岡市省エネ家電購入費補助金交付請求書

金 円

年 月 日真岡市指令 第 号で交付決定の通知があつた真岡市省エネ家電購入費補助金について、次のとおり交付されるよう真岡市補助金等交付規則第12条の規定により請求します。

年 月 日

真岡市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

振込口座	金融機関名	銀行(農協) 店(所)
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
添付書類	交付決定通知書の写し	